

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	郡山市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.koriyama.fukushima.jp/062000/mynumber-dokujiriyou.html

執行機関名 郡山市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	郡山市篤志奨学資金給与条例(昭和45年郡山市条例第27号)による奨学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第19の項 郡山市篤志奨学資金給与条例(昭和45年郡山市条例第27号)による奨学資金の給与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	郡山市篤志奨学資金給与条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 郡山市篤志奨学資金給与基金条例(昭和49年郡山市条例第37号)に規定する基金の益金及び積立てた額をもって、優秀な生徒で経済的理由により修学困難と認められるものに対し奨学資金を給与するため、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		郡山市奨学資金給与条例(昭和42年郡山市条例第17号) 郡山市奨学資金給与条例施行規則(昭和42年郡山市教育委員会規則第4号)